

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称

住所 京都府相楽郡精華町桜が丘4丁目10-6

フリガナ 代表者氏名 マツモト工業株式会社

電話番号 代表取締役 松本真弥

FAX番号 TEL 0774-72-5157

メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 \_\_\_\_\_ / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 元年 6月21日

届出者

氏名又は名称 京都府相楽郡精華町桜が丘4丁目10-6

住 所 マツモト工業株式会社

代表者氏名 代表取締役 松本真吾



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出  
解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	マツモト工業株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
まつもと かずみ 松本 和彦 たなか しんご 田中 慎吾	第 12073 号 第 297954 号	R元・6・21 R元・6・21

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第一一〇七三号

給水装置主任技術者免状

本籍 京都府

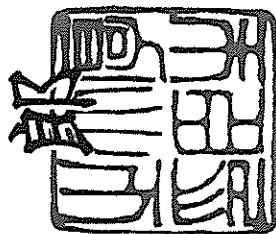
氏名 松本和彦

昭和三十四年九月二十二日生

水道法(昭和二十五年法律第七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成十年三月十二日

厚生大臣 小泉純一郎



第二九七九五四号

給装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 田中 慎吾

昭和五十一年十二月十日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の  
規定により給装置事主任  
技術者免状を交付する。

平成三十一年二月三十一日

厚生労働大臣 根本 匠

